

参考資料10 欠席される委員のご質問・ご意見への回答

[渡辺忍委員]

No.	箇所	ご質問	回答
(1)	資料4 P7	囲みの中の③前者と後者の割合は？	質問の意図から資源化できるものを分別したいとする方が多いと推定しています。定量的な分析はアンケート調査を実施する際に検討します。
(2)	資料4 P8	汚れ具合を計測することは伝えてあるのか？抜き打ちで調べるのか？ (実態を知るために拔き打ちでやる方が正確と思われる)	モデル地区の皆様に、組成分析やアンケートの実施については説明会等でお伝えしていますが、計測区分や実施日程をお知らせすることは予定していません。
(3)	資料5 P5	囲みにある「次頁」の意味がわからなかつたです。	ミスプリを修正いたしました。 正しくは「P10～13」です。
(4)	資料5 P7	循環型社会形成推進交付金がこれまで千葉市でどのくらいの金額を受けてきたのか (これまでの実績)知りたい。	廃棄物処理施設の整備においては、新港清掃工場スラグストックヤード整備事業として約3,800万円の交付を受けています。なお、2002年竣工の新港清掃工場の整備事業における旧補助金の金額は約98億円です。
(5)	資料5 P7	囲み、なぜここに一括回収とはが入っているのでしょうか？	「プラスチック容器包装とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてリサイクルを可能とする仕組み」に対応する手法として、上記2つを一括回収するイメージ写真を示し、解説しました。
(6)	資料5 P18	サウンディング調査の結果はいつ報告されるのでしょうか。	昨年度実施のサウンディングの結果は、昨年12月に市HPにおいて公開しました。参考資料8をご参照ください。 フォローアップ分については、変更点の有無やその内容を確認してから判断いたします。
(7)	資料5 P19	他政令市の動向を把握しているか？先進的に分別回収している自治体の状況は？	政令市の分別収集等の状況については、参考資料9をご参照ください。 認定再商品化計画による事例については参考資料7をご参照ください。
(8)	資料5 P19	①の場合は参考資料5で確認すると、委託先の落札状況を自治体が把握することはできるようだが、入札にあたっての条件など指定することができるのか？(指定法人への委託の場合の千葉市の関与度について知りたい)	製品プラスチック等については、その費用負担者である市町村等が上限価格を設定することができます。この場合、一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合の指名競争入札において、上限価格を設定しない、あるいは引き渡し辞退などの選択をすることになります。
(9)	意見	自分たちが分別することでのメリットをわかりやすく示してもらうことで、分別のモチベーションに繋がると思う。	周知啓発のポイントとして重視していきます。
(10)	意見	モデルではなく実運用が始まった場合、分別がうまくできていないときに、どうするのか？ 今、不燃物が回収されずに残されているが、同様になるのか。モデル実施の意見として、自治会の負担が重くなるとの意見はなかったか？	モデル事業においては、排出実態を把握するため取り残しを行わないとしましたが、本格実施の際は、ルール違反ごみの取り残しも対応策の一つとして検討することになります。 市民の皆様に、わかりやすく実践しやすい分別排出ルールとすることに留意するとともに、効果的な周知啓発について検討します。